

ご加入にあたって

個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。

シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

1 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満67歳以下の組合員および組合事務所が加入できます。

住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して「シルバー共済」に加入できます。

加入者が死亡したときは、組合の届出により、配偶者に限り、期限切れ日から「シルバー共済」に移行できます。(原則3年以内)

自然災害特約

基本部分に加入することで、自然災害特約に加入できます。

2 加入対象

基本部分

- 1.加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家(本人または配偶者の所有)で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。
- 2.個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。
 - (1)自家以外に、転勤先の住居
 - (2)借家に家族(配偶者と子に限る)を残した場合、借家と転勤先の住居
 - (3)転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。
- 3.同じ敷地内に母屋と離れ等家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
- 4.同一世帯の組合員が2名以上加入する等、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超えて加入することはできません。
- 5.自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。
- 6.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合(以下、「組合」)を通じてUAゼンセン共済事業局(以下、「共済事業局」)までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

(※)シルバー共済制度で加入できる住居は、加入者が主たる生活をしている住居1箇所のみとなります。

3 加入口数

基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	マンション(M構造)、耐火・準耐火(T構造)および木造(H構造)で2戸建以下	複身居住者	単身居住者
		加入口数限度	3□～50□		3□～40□	3□～30□

(注) マンション(M構造)の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者(加入口数限度3□～10□)となります。

自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1□から希望口数に加入することができます。

4 掛金(年額)

- 1.1□あたりの年額掛金は、住宅の構造・形態別に次のとおりです。

個人加入制度	基本部分	自然災害特約
マンション(M構造)	100円	450円
耐火・準耐火(T構造)	250円	650円
木造住宅(H構造)	500円	1,200円

- 2.「組合事務所」および「シルバー共済」は、「木造住宅(H構造)」の基本部分の掛金が1□400円になります。
- 3.住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てです。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

5 住宅の構造と形態

住宅の構造

- 1.マンション構造住宅(M構造)とは、次の住宅をいいます。
 - (1)次のいずれかに該当する共同住宅
 - ①コンクリート造
 - ②コンクリート・ブロック造

ご加入にあたって

③れんが造 ④石造

(2)耐火建築物の共同住宅

(3)耐火構造建築物の共同住宅

(4)主要構造部分が耐火構造の建物の共同住宅

(5)(2)～(4)の場合、また外見上(1)に該当するか判定が難しい場合は次の書類を確認のうえ決定します。

①建築確認申請書 ②建築業者による証明書

③損害保険会社等の判定済みの構造区分が明記された契約書等 ④建物構造証明書(施工者、ハウスメーカー、販売店からの証明書)

(6)用語説明

①共同住宅とは、独立した複数の住戸が1つの建物内に集まっており、共有部分を有するものをいいます。なお、二世帯住宅は共同住宅とは見做しません。

②長屋とは1棟で共有部分を有しない住戸が2戸以上のもの、または住室の形式が界壁を共有して連続しているもの、重ね建て等になっている形態のものをいいます。共有部分を有する住戸であれば共同住宅とします。

③共有部分とは居住者(区分所有者や賃貸人)が全員で利用する部分であり、エントランスホール、廊下、階段等を指します。

④コンクリート造とは、すべての柱(つけ柱等を除く)をコンクリートで作った建物をいいます。

⑤コンクリート・ブロック造とは、コンクリート・ブロックを、れんが造とはれんがを、石造とは石材を積み重ねて作った建物をいいます。なお、鉄骨造りおよび木造の外壁にそれぞれの素材を用いたものは含みません。

2.耐火・準耐火住宅(T構造)とは、次の住宅をいいます。耐火構造、準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれか書類等での確認ができる建物とします。

(1)建築確認申請書

(2)建築業者による証明書

(3)損害保険会社等の判定済みの構造区分が明記された契約書等

(4)建物構造証明書(施工者、ハウスメーカー、販売店からの証明書)

3.木造その他の構造住宅(H構造)とは、前記第1号および2号以外の住宅をいいます。

住宅の形態

1.自家とは、次の持ち家である住居をいいます。

(1)本人および配偶者所有の住居

(2)二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な貸借関係がなく、本人が生活する住居

(3)三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。

(4)自己資金や融資等で、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人

が建築購入した場合は、自家とみなします。

(5)借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。

2.借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。

(1)借家独立とは

①マンション構造住宅(M構造)をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者とします。

②耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。

(2)共同住宅とは

①耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。

②耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。

(3)共同複身居住者とは

耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。

(4)共同単身居住者とは

耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

6 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

1.加入手続き

新規加入は、組合を通じて申し込みます。加入方法は以下の2通りあります。

A. 口座引落としによる新規加入

毎月20日締め切りで、共済事業局に「個人加入申込書兼口座振替依頼書」(以下、申込書)を組合経由で送付して申し込みます。翌月27日(金融機関休業日は翌営業日)に初回の掛金引落としとなり、その日の17時から保障開始となります。

初回掛金引落とし不能の場合は、翌月に再請求し、再請求で引落としされた日の17時から保障が開始になります。初回掛金引落としが不能で、再請求も不能だった場合は、申込がなかったものとして取り扱います。

B. 加入日を指定して新規加入

指定した加入日までに、

①「申込書」が共済事業局に届いている。

②指定口座に掛金が振り込まれている。

この場合、指定日の17時から保障開始で新規加入できます。

※振込人の名前は加入者、または組合名とします。

指定日までに掛金の納入が終了していない場合は、納入された日が加入日になります。

ご加入にあたって

翌年(2年目以降)の期限切れ日から口座引落としとなるので、「申込書」作成時に口座登録を行ってください。

2.保障期間

加入日の17時をもって保障の権利を取得し、満1か年を経過した最初に迎える10日の17時をもって権利を喪失します。

7 期限切れ(更新)の手続き

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

1.加入内容に変更がない場合

自動継続となり、加入者指定口座から掛金引落としを行います。

2.加入内容を変更または加入中止する場合

期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

3.保障期間(権利の取得期間)

継続して加入する場合、期限切れ日の前月の27日に掛金引落としとなります。各加入月10日の17時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の17時をもって権利を喪失します。また、掛金引落とし不能の場合は翌月に再請求を行います。再請求により掛金を納入した場合、期限切れ日に遡って保障します。ただし、再請求による引落とし不能者は、期限切れ日に遡って権利を喪失します。

8 各種変更手続き

1.異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合を通じて、共済事業局に提出してください。

- (1)住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき
- (2)組合および支部に異動があったとき
- (3)その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき

2.口数変更の手続き

基本部分

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

- (1)異動変更により、住宅種別の制限口数が変更前より高い場合。制限口数の範囲内まで増口ができます。
- (2)異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。制限口数まで減口してください。減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

自然災害特約

(1)中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数^(注)を月割り計算し、掛金を納入します。

(注)日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。

(2)保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。

3.シルバー移行

(1)移行手続き

「シルバー共済」への移行を希望する場合、手続きは次のとおりです。

期限切れ日の4カ月前に送付される「継続・変更内容記入カード」の「シルバー共済へ移行」欄に○をし、組合を通じて共済事業局に返送してください。

権利喪失後3年以上経過した場合は、再加入できません。

(2)保障期間

「シルバー共済」に移行した場合、個人加入期限切れ日の17時をもって「シルバー共済」の保障の権利を取得し、翌年の同月10日の17時をもって保障の権利を喪失します。

9 「加入証書」と「加入者のしおり」

加入者に対しては、加入の証として、組合を通じて、「加入証書」と「加入者のしおり」を送付いたします。記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

10 中途解約

住宅あんしん共済を解約する場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

1.次の場合は解約しなければなりません。

- (1)国外に住居を異動した場合
- (2)空き家を他人に賃貸した場合
- (3)転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家

2.解約に伴い掛金の返戻が発生した場合は、振込手数料を加入者負担とし加入者の登録口座もしくは指定口座に振込みます。

11 給付の請求

1.給付請求における注意点

(1)給付対象は、火災や突発的なしきも偶然におこる不

ご加入にあたって

可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。

- (2)住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- (3)一災害につき、一回の給付請求となります。
- (4)給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- (5)一部損壊の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- (6)敷地内に母屋・離れ等2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- (7)被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

①火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	30%～70%未満
小焼	10%～30%未満
一部損壊	10%未満

②自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半壊	20%～50%未満
準半壊(小壊)	10%～20%未満
一部損壊	10%未満

- (8)公的機関の証明書(消防署または警察署の罹災証明書)は原本を提出します。

2.全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求

- (1)基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
- (2)被害の程度(焼壊割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
- (3)公的機関の罹災証明書で全壊～準半壊(小壊)および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
- (4)罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)を添付します。

3.一部損壊・床下浸水の被害を受けた場合の請求

- (1)家財は対象外となります。
- (2)被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額*の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。

■使用年数減額率表

使用年数	減額率
2年未満	0%
2年以上～4年未満	10%
4年以上～6年未満	20%
6年以上～8年未満	30%
8年以上～10年未満	40%
10年以上	50%

- (3)修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明等を添付します。

※被害の種類により添付書類は多少異なります。

- (4)プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額*の50%が修繕金となります。

簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等)は対象になりません。

- (5)床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場

ご加入にあたって

合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰等)の購入が記載された購入店の領収書および明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事等も必要となります。

- (6)被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率(P29「使用年数減額率表」を参照)を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

(※)「罹災部分修理費用実額(認定類)」の考え方(定義)

- A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。
- B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

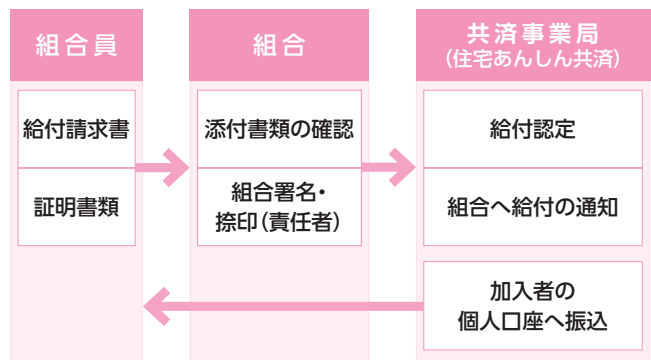
〈注意点〉

- A) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。
- B) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。
- C) あくまでも被害を受けた箇所のための修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。
- D) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。
- E) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

4.給付の請求方法

- (1)火災等の災害が発生した場合は、3カ月以内に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局へ報告してください。
- (2)「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5.給付請求と給付金送付の流れ



給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。

組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。

給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

12 保険法上の留意点

「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

13 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。
- (1) 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき
 - (2) 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき
 - (3) 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき
 - (4) 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき
 - (5) 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき
 - (6) 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出しなかった場合、給付を行わないことがあります。

(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。

(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・修繕金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。